

「広島市主催のイベント等の開催に関する基本方針」の改訂について

令和2年2月26日に定め、3月11日に改訂した「広島市主催のイベント等の開催に関する基本方針」については、下記1のような現状を踏まえ、下記2のとおり、取扱いの内容の一部を変更するとともに、その運用期限を3月29日から4月12日まで延長するものとする。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症の感染者は増え続けており、3月6日に本市においても患者の発生が確認された。国内では、感染源が分からない感染者が増加している地域が散発的に発生しており、①換気の悪い密閉空間、②人が密集している、③近距離での会話や発声が行われる、という3つの条件が同時に重なる場を徹底的に回避する努力を続けなければ、感染に気づかない人たちによるクラスター（患者集団）が断続的に発生し、爆発的な感染拡大（オーバーシュート）を起こしかねないとされている。経済活動等への配慮もさることながら、健康被害の抑制を優先することが極めて重要な局面であることは変わっていない。
- 2 「広島市主催のイベント等の開催に関する基本方針」の1の①及び③を次のように変更する（下線が変更箇所）。
 - ① 開催を予定しているイベント等については、咳や発熱などの体調不良がある方、過去2週間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をした方、過去2週間以内に感染拡大している地域や国への訪問歴がある方は参加しないこと、持病のある方や高齢者、妊婦等は参加を控えることを必ず事前にホームページ等で告知する。あわせて、有料のイベント等の場合には、上記に該当して参加しない方には原則として料金を返金する旨をホームページ等で告知する。
 - ③ ②に該当しないものや、入学式等この期間に開催する必要があり、開催日の変更が困難なものについては、少なくとも下記2の感染予防対策を確実に実施するとともに、別添「多くの人が参加する場での感染対策のあり方の例」を参考にイベント等の特性に配慮した対策を工夫の上、開催する。